

官報号外 昭和三十一年

昭和三十一年四月二十日

官報号外 昭和三十一年四月二十日

○第二十四回 参議院會議録第三十八号

昭和三十一年四月二十日(金曜日)午前
十一時三十一分開議

議事日程 第三十八号

昭和三十一年四月二十日

午前十時開議

第一 常任委員長辞任の件

第二 国の債権の管理等に関する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第三 機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)

(委員長報告)

第四 家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 首都整備法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 土地開発総合自動車道建設法案(第二十二回国会衆議院提出)

(委員長報告)

第七 森林開発公團法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第九 会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一〇 昭和三十年度一般会計予備費使用総調書(その1)(衆議院送付)

(委員長報告)

一一 昭和三十年度特別会計予備費使用総調書(その1)(衆議院送付)

(委員長報告)

一二 政府資金の金利引下げに関する請願

(委員長報告)

一三 旧海軍文官の退職賞与未払金支払促進に関する請願

(委員長報告)

一四 行政の適正化に関する法律の運用に関する請願(一件)

(委員長報告)

一五 三級清酒設定反対に関する請願(一件)

(委員長報告)

一六 宮城県仙台市附近に国立たばこ試験場設置の請願(一件)

(委員長報告)

一七 山林所得税の軽減等に関する請願

(委員長報告)

一八 計画的農業生産促進法の制定に関する請願

(委員長報告)

一九 山形県新庄市日本専売公社出張所を総合出張所に昇格する請願

(委員長報告)

第一八 岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願

(委員長報告)

二〇 昭和三十年度一般会計予算委員会

(委員長報告)

二一 昭和三十年度特別会計予算委員会

(委員長報告)

二二 政府資金の金利引下げに関する請願

(委員長報告)

二三 旧海軍文官の退職賞与未

(委員長報告)

二四 行政の適正化に関する法律の運用に関する請願(一件)

(委員長報告)

二五 三級清酒設定反対に関する請願(一件)

(委員長報告)

二六 宮城県仙台市附近に国立たばこ試験場設置の請願(一件)

(委員長報告)

二七 山林所得税の軽減等に関する請願

(委員長報告)

二八 計画的農業生産促進法の制定に関する請願

(委員長報告)

二九 昭和三十年度一般会計予算委員会

(委員長報告)

二〇 昭和三十年度特別会計予算委員会

(委員長報告)

三一 昭和三十年度一般会計予算委員会

(委員長報告)

三二 昭和三十年度特別会計予算委員会

(委員長報告)

三三 政府資金の金利引下げに関する請願

(委員長報告)

三四 旧海軍文官の退職賞与未

(委員長報告)

三五 行政の適正化に関する法律の運用に関する請願(一件)

(委員長報告)

三六 三級清酒設定反対に関する請願(一件)

(委員長報告)

三七 宮城県仙台市附近に国立たばこ試験場設置の請願(一件)

(委員長報告)

三八 山林所得税の軽減等に関する請願

(委員長報告)

三九 計画的農業生産促進法の制定に関する請願

(委員長報告)

四〇 昭和三十年度一般会計予算委員会

(委員長報告)

四一 昭和三十年度特別会計予算委員会

(委員長報告)

四二 昭和三十年度一般会計予算委員会

(委員長報告)

四三 昭和三十年度特別会計予算委員会

(委員長報告)

四四 政府資金の金利引下げに関する請願

(委員長報告)

四五 旧海軍文官の退職賞与未

(委員長報告)

四五 行政の適正化に関する法律の運用に関する請願(一件)

(委員長報告)

四六 三級清酒設定反対に関する請願(一件)

(委員長報告)

四七 宮城県仙台市附近に国立たばこ試験場設置の請願(一件)

(委員長報告)

四八 山林所得税の軽減等に関する請願

(委員長報告)

四九 計画的農業生産促進法の制定に関する請願

(委員長報告)

五一 昭和三十年度一般会計予算委員会

(委員長報告)

昭和三十一年四月十九日

社会労働 重盛 壽治
委員長参議院議長松野鶴平殿
同日委員長から左の報告書を提出した。

首都圈整備法案可決報告書

森林開発公團法案可決報告書

昭和三十年度一般会計予備費使用總

調書(その1)及び昭和三十年度特別

会計予備費使用總調書(その1)議決

報告書

会計検査院法の一部を改正する法律

案可決報告書

国土開発総貿易自動車道建設法案修正

議決報告書

道路運送法の一部を改正する法律案

修正議決報告書

大蔵委員会請願審査報告書第一号

同日議員から左の質問主意書を提出し

た。

火力発電設備の輸入に関する再質問

主意書(田中一君提出)

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和二十九年度第一・四半期における

国庫の状況報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、中央氣

象台長事務代理吉村順之君(一昨十八

日議長承認のとおり)を第二十四回国

会政府委員に任命した旨の通知書を受

領した。

象台長和達清夫君の第二十四回国会政

府委員を免じた旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、常任委員長

の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、常任委員長

の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

昭和三十一年三月二十四日

内閣総理大臣 塚山 一郎

國の債権の管理等に関する法律案

國の債権の管理等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 債権の管理の機関(第五条—第六条)

第三章 債権の管理の準則(第十一条—第二十三条)

第四章 債権の内容の変更、免除(第二十四条—第三十条)

第五章 債権に関する契約等の内容(第三十四条—第三十一条)

第六章 雜則(第三十八条—第四十一条)

附則

第一章 総則(第一章)

第二章 債権の管理の機関(第二章)

第三章 債権の管理の準則(第三章)

第四章 債権の内容の変更、免除(第四章)

第五章 債権に関する契約等の内容(第五章)

第六章 雜則(第六章)

第七章 附則(第七章)

第八章 第二章

第九章 第三章

第十章 第四章

第十一章 第五章

第十二章 第六章

第十三章 第七章

第十四章 第八章

第十五章 第九章

第十六章 第十章

第十七章 第十一章

関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

一 國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律

百九十四号により法務大臣の權限に属する事務

三十五号)第四条の二に規定する

百九十四号)により法務大臣の權限に属する事務

三十号)第四条の二に規定する

百九十四号)第三十五条により法務大臣の權限に属する事務

三十号)第三十五条により法務大臣の權限に属する事務

二 金銭又は物品管理法(昭和三十一年法律第二百九十四号)第三十五条により法務大臣の權限に属する事務

三十号)第三十五条により法務大臣の權限に属する事務

二 当該債権の保全上必要があるときは、債務者は又は保証人に對し、その業務又は資産の状況に關して、質問し、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める事。

三 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができる事。

イ 債務者が國の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

二 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となつたと認められるとき。

(履行延期の特約等に代る和解)

第二十八条 債権管理官は、前四条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三百五十六条の和解によることを相当と認めるときは、法

(市場金利の低下による利率の引下)
務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

の規定により認められた内容によると、法律上の争いがある場合においては、その争いを解決するためやむを得ず、かつ、国にとつて当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」といふ。）をし、又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停（以下「調停」という。）に応ずることがができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

3 債権管理官は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息(第26条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。)を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

(延滞金に関する特則)

第三十三条 国の債権(利息を附すこととなるては、弁済金額の合計額が当該債権の金額に相当するものある債権を除く。以下この条において同じ。)に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金について、弁済金額の合計額が当該債権の金額に達することとなつた場合において、その時までに附される延滞金の額(その時までに徵収した金額を含む。以下この条において同じ。)が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3 国立学校の授業料に係る債権その他政令で定める国債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額

(債権に関する契約等の内容)

第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとすると、契約書の作成を省略する場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他に規定がある場合は、その事項についての定をしなければならない。

一 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金額として一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

二 分割して弁済させることとなつて分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債務の全部又は一部を免除することができる。

「すとまよい」ということにはならない。かように裁量権を与えているのではなく、家庭裁判所は、家事審判の精神から実情に適した措置をとるためであって、家庭裁判所としては、勧告権について法的な根拠のない今日でも積極的に勧告している状況であり、法文上不當行使に対する救済規定はなくとも、また強制執行の手段に待たなくとも、履行確保のため相当と認められるときはその権限が適正に行使されるであります。このことは当局を信頼されたい」という旨の答弁がなされたのでござります。論占の第二は、「衆議院の修正送付案では第十五条の二については、「権利者の申出があるときは」、家庭裁判所は義務の履行を勧告することができると修正されているが、この場合、法理的には勧告の権限はどのように行使されるのか、「権利者の申出があるときは」、という字句を挿入すると「権利者の申出」が勧告権行使の要件となるため、むしろ履行確保の実はあげられないのではないか、また、改正法律の運用上支障があるのではないか」とはならないか」等の点でございました。これらにつきましては、衆議院法務委員長から、「権利者の申出があるときは」、という字句が入ると、政府提出案とは異なるが、家庭裁判所が権利者の意のままにかわりなく調査を行なつた場

合、それに要する時間や費用の問題はさておくとしても、せっかく履行に努力をもととする当事者の感情を悪化さる等、アフター・ケアが好ましくない結果になる場合もかなり起るのではないか。また、申し出が要件になると停の申し立てをなし得たものにとて、この程度のことなれば、権利確保のため重ねて申し出ることがさほど困難であるとは考えられない。それゆえ今日なされているような調査官の活動に比べ、より効果を見ることは間違いない」との答弁がなされたのでござりますが、一方、最高裁判所側からは、「審判、調停の結果についても見守らなければならない」という家事審判の精神からしても、また、改正後ににおける新規の寄託制度の運用面からしても、家庭裁判所としては、権利者の申し出の有無にかかわらず、履行確保のため、臨機に職権で調査または勧告し得る規定が必要である」との見解も披瀝されたのでござります。

履行に対する調査や勧告が権利者の申し出を待つてなされることになると、義務者側から申し出を阻止される場合も憂慮されるので、履行確保のためにも、家庭裁判所として権利者の申し出を待つことなく、強度の関心を持つことになります。これに対し、羽佐美委員から、「この修正案に対しては禁成するが、当局としては、もともと事債務の不履行は法自体の不備であるけれども、社会の経済的、政治的な原因に発することが多いことを思い、例えば、生活保護法の適用による生計費の扶助を受けることは、文化國家の国民の当然の権利と解すべきであり、その第七十七条による履行義務者の調査は、本来家事債務と性格を異にすることであるから、本法の調査の範囲からこれを除くべきものであるとする法律の解釈と、その取り扱いに対する政府の所見をただし、その了承を得、さらに進んで、特に職権行使の行き過ぎを戒むべき」ことが強く主張されました。また、「特に弱い立場の婦人といえども、婦人は権利の上に眼ることなく、不斷の努力で、みずから問題の解決に当らしめるよう留意すべき」旨の討論がありました。また、亀田委員は日本社会党を代表し、「この修正案についても同じく賛成」の旨發言され、「まだ両性の平等が確立されていない日本

申合方に於ては、本社会の現状においては、一たん債務の履行が停頓した場合、これが確保のため、権利者をして申し出ることは経済的にも弱い立場におかれた婦人としては、はなはだ困難な事情である。従つて原案のごとく、権利者の申し出を職権發動の前提要件としたならば、今日家庭裁判所が自發的に行なつて、その活動より、なお実効を期待し得なくなる「なる」旨開陳されたのでござります。

かくて討論を終え、まず、宮城委員提出の修正案について採決いたしましたところ、可否同數のため、国会法第五十条によりまして、委員長の決裁をもつてこれを可決すべきものと決定し、次に、この可決いたしました修正部分を除いた原案全部について採決いたしました結果、可否同數のため、同じく委員長の決裁をもつて可決すべきものと決定いたしました。すなわち本案は修正議決と相なりました次第でござります。

以上、御報告を終ります。(拍手)

○議長(松野謙平君) 委員会修正案に對し、討論の通告がござります。順次発言を許します。亀田得治君。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 委員長報告に対し賛成いたします。

本件で特に問題となりましたのは、衆議院において、政府原案に対し十一条の二に、「権利者の申出があるときは」、この字句を挿入するかしない

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

か、この点であります。この点に問題は、議論はいたしました。この問題は理論的に考えますと、賛否おのおの相当な理由があると私ども考えます。しかしながら、われわれが立法上一番大事なことは、自己の持つてゐる理論よりも、現実にそれがふさわしいかどうか、こういう点であらうかとを考えます。こういう立場からこの問題を見ますと、第一に、もし衆議院修正のところやり方で、「権利者の申出があるときは」という字句を挿入して、特定の場合にこの救済ができることにいたしまするならば、結局家庭裁判所に申し出することすら遠慮するような弱い立場の婦人は、この立場を守ることができないのです。

それからもう一つは、現在でも家庭裁判所は、法規はありませんけれども、適宜調停の成立した約束の履行につきまして裁判官が善処をいたしておりますが、もし衆議院修正のところ句を挿入いたしますると、この法律ができたために、かえつて今までよりも悪くなる事情が予想されるのであります。私はこういう二つの実際の面から見まして、理論は一応おあずけにいたしましても、この衆議院修正は、はなはだ当を得ないものである、こういふらに考へるのであります。

で、衆議院の段階におきましては、これは全会一致で修正されたのであり

ますが、社会党におきましては、その後国会対策委員会におきましても実情を再検討いたしまして、婦人の地位を守るという立場から、政府の原案に異すべきであるということになつたのであります。が、残念なことは、肝心の政府の与党である自民党的方が、最後まで婦人の立場を無視されまして、意見を固執されたことは、はなはだ残念であると思うのでありますて、一応この点だけを特に私は申し上げて、討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鷲平君) 市川房枝君、
〔市川房枝君登壇、拍手〕

○市川房枝君 私は、ただいま議題となつておりまする家事審判法の一部を改正する法律案の委員会修正案、すなはち政府原案に賛成するものでござります。政府案並びに修正案の内容については、委員長報告あるいは亀田さんの御説明がございましたので、重複を避けて、その他の点について簡単に申し上げたいと思います。

とをやつておるのに、日本の今度の改正案では、結局まあ取れない、払わないといふ事態を認めておることになります。ところが、今度の衆議院における修正案は、その不満な政府案に対してさらにワクをはめて、いわゆるの権利者、すなわち気の毒な婦人たち、そういう人たちが申し出をしなれば調査並びに勧告をしないといふことに実は狹めてしまわれたわけであります。もちろんその理由としては、まあ法理論あるいは権利の上に眠るものには保護する必要がないといったような理論もおありになつたようあります。もちろん政府原案で、裁判所自らが、しかし、この法でもつて守らねばならぬ人たちは、ほとんど大多数が婦人であります。そこでその現状から、私どもはどうしても政府原案で、裁判所自身が自然に裁判の決定に對して、それが履行されているかどうかということを調査し、さらに勧告をすることができることの権限を与えることが、せめてもの救済策だと考えられるわけなんです。従つて、政府原案をむしろ支持するものであります。この問題について、は、直接調停に參加しておりますいわゆる参考あるいは調停員の人たちによつてできております。家庭裁判所参調会という团体を初め、あるいは婦人擁護同盟、あるいは主婦連合、日本キリスト教女子青年会、日本婦人合會、大学婦人協会、日本看護協会、

平和協会、日本婦人有権者同盟、全未亡人団体協議会、全国地域婦人団連絡協議会、そういうすべての婦人団体が原案に戻すことを熱心に実は要しております。いや、実は衆議院の方には、当然政府原案が通るものとしてみんな楽觀をしておりました。ところが、修正案が通りましたので、びつりして参議院の方へ熱心な運動が展されたわけであります。

この案は、先ほど鶴田さんからおありましたように、衆議院においては、自由民主党並びに社会党の党としての修正案であつたわけであります。ところが社会党は、今お話をのように、世論に聞くことで態度を変えれました。自民党の方も、実は社会党がもし賛成するならば賛成すると、うおつしやいました。それは私は間立つておりますから、これは確かです。ところが、自民党の方は結局御賛成になりました。委員会においての修正案が出ましたときに、自民黨の方からは、どなたも修正案に対する反対討論をなしませんでした。従つて、どういう理由で御反対になるのかちょっとと了解に苦しむのであります。が、私はこの問題は、政治問題ではないんだ、いわゆる小さい問題と言え言えると思います。しかしながら、婦人にとっては實に大きな問題なんです。そこで、しかもこれは政府原案なんだと思います。その政府原案に戻しては

いという婦人側の熱心なる要求があるにもかかわらず、自民党の方々がこなを党譲として反対する、衆議院の修正案を支持するということありますわば、これは婦人に理解がないと、こういうことに私はなるのではないか。やはりに私は衆議院の自民党の方が非常に強いとしても、それは第二院としての参議院の性格から、参議院の自民党は私は御賛成を願いたい。いや、そういう先例は前にございました。同じ法務委員会で、少年院法を、これは政府案に対して参議院の法務委員会が修正をいたしました。そのときには、自民党の方々も全部御賛成になつて、本院を満場一致で通りました。しかし殘念ながら、衆議院の方で三分の二の多数でもつてこれは通りませんでなければども、しかし、私はやはり参議院といふものの本来のあり方から見て、そういうふうなことがあつてもいいんではないか。衆議院の強い意見に同調されるといふのであれば、参議院といふものは要らないということにもなつてしまふんじやないか。どうか私は参議院の自民党の方々が、この問題に対しても御賛成を願えれば大へんにありがたいと思います。

2 この法律で「首都圈整備計画」とは、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るために必要な首都圏の整備に関する計画をいう。

3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと連接する極重要な都市を含む区域のうち政令で定める市街地の区域をいう。

4 この法律で「近郊地帯」とは、既成市街地の秩序ある発展を図るために既成市街地を設定する必要がある既成市街地の近郊で政令で定める区域をいう。

5 この法律で「市街地開発区域」とは、既成市街地の周辺地域内の区域で第二十二条第一項の規定により指定されたものをいう。

官 報 (号 外)

第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ、常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

(常勤の委員)

第七条 常勤の委員は、委員会の定めるところにより、首都圏整備計画の作成のため必要な調査その他の事務に従事する。

(委員の任命)

第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員を罷免しなければならない。

二 首都圈整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行って、両議院の承認を得られないとときは、内閣総理大臣は、ただにその各号の一に該当する行為をしてはならない。

1 首都圏整備計画の作成及びその作成のため必要な調査を行うこと。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の承認を得られないとときは、内閣総理大臣は、ただにその各号の一に該当する者は、次のとおりとする。

1 首都圏整備計画を設置すること。

2 次の各号の一に該当する者は、

第五条 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び罷免)

第十条 委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができます。

(委員の給与)

第十二条 委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の制限)

第十五条 委員会は、毎年度、内閣総理大臣を経由して国会に対し首都圏整備計画の作成及びその実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(審議会)

第十七条 委員会に、首都圏整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じ、審議会の権限に属させられた事項その他委員会の所掌事務に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員会の所掌事務に關する重要な事項について委員会に建議することができる。

第十七条 委員会の事務局に、次の二部を置く。

1 計画第一部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開かず、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障があるときは、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行ふものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

5 第二十条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

6 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

7 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

8 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

9 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

10 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

11 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

12 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

13 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

14 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

15 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

16 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

17 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

18 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

19 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

20 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

21 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

22 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

23 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

24 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

25 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

26 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

27 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

28 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

29 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

30 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

31 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

32 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

33 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

34 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

35 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

36 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

37 第二十九条の規定による整備計画に関する事務をつかさどる。

第十九条 審議会は、次に掲げる者につき、委員会が任命する委員四十五人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 四人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 二人

三 関係行政機関の職員 十六人以内

四 関係都県の知事及び議会の議長 十一人以内

五 学識経験のある者 十三人以内

六 審議会の委員は、非常勤とす

七 学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

八 前項の審議会の委員は、再任されることはできる。

九 第十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

第三章 首都圈整備計画

第一条 首都圈整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とするものとする。

二 基本計画には、首都圏内の人口規模、土地利用その他整備計画の基本となるべき事項について定めることとする。

三 整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれそ

一 既成市街地、近郊地帯及び市街地開発区域の整備に関する事項で次に掲げるものとし、

イ 宅地の整備に関する事項

ロ 道路の整備に関する事項

ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項

ニ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項

ホ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項

ヘ 河川、水路及び海岸の整備に関する事項

ト 住宅等の建築物の整備に関する事項

チ 学校等の教育文化施設の整備に関する事項

リ その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるものとし、

二 既成市街地と市街地開発区域及び市街地開発区域相互間の前号ロ及びハに掲げる事項

三 事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

四 首都圏整備計画の決定

第二十二条 委員会は、その決定した首都圏整備計画が情勢の推移により適当でなくなつたときは、その他これを変更することが適當であると認めるときは、関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見をきいてこれを変更することができる。

第二十三条 委員会は、市街地開発区域内において事業計画の実施にあたり必要な小学校又は中学校の施設の建設を行ふ地方公共団体に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、小学校の施設にあつてはその建設に要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあつてはその建設に要する経費の二分の一以内を補助することができる。

第二十四条 国は、市街地開発区域内において事業計画の実施にあつてはその建設に要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあつてはその建設に要する経費の二分の一以内を補助することができる。

第二十五条 前二条に定めるもののほか、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に関する事項は、別に法律で定める。

第二十六条 既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するため、大規模な工場その他の人口の大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該施設の新設又は増設を制限する必要がある既成市街地の区域を市街地開発区域として指定することができる。

第二十七条 委員会は、事業計画に基く事業は、この法律に定めるもののはか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

第二十八条 関係行政機関の長、関係都公共団体及び関係事業者は、整備計画及び事業計画の実施に關し、できる限り協力しなければならない。

第二十九条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係都公共団体又は関係事業者に対する勧告によつて採られた措置その他整備計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

第三十条 委員会は、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るために必要なと認めるとときは、特に必要があると認めるとときは、

審議会の意見をきいて整備計画に關する総合的な施策を立案し、これに基いて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国)普通財産の譲渡)

第三十〇条 国は、事業計画に基く事業の用に供するため必要がある事業の用に供するため必要があるに要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(資金の融通等)

第三十一条 国は、整備計画又は事業計画に基く事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(企業債)

第三十二条 地方公共団体が事業計画に基き行う地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で委員会と自治府長官とが協議して定めるものについては、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十三条に規定する許可を与えるものとする。

附 則

(施行期日)
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。

2 第八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第十九条第一項中衆議院又は参議院が指名することに係る部分は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。

(委員会の委員の任命手続の特例)
3 第八条第一項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員の任命について準用する。

(首都建設法の廃止)
4 首都建設法(昭和二十五年法律第二百十九号)は、廃止する。

(経過規定)
5 この法律の施行の際現に首都建設委員会の事務局の職員に兼ねて任命されている建設省計画局の職

6 國家行政組織法の一部を次のよう改正する。
別表第一の総理府の項中「土地調整委員会」を

7 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

8 第十八条中「土地調整委員会」を

9 第十九条中「土地調整委員会」を

10 第二十一条中「土地調整委員会」を

11 第二十二条中「本省」を

12 第二十三条中「本省」を

13 第二十四条中「本省」を

14 第二十五条中「本省」を

15 第二十六条中「本省」を

16 第二十七条中「本省」を

17 第二十八条中「本省」を

18 第二十九条中「本省」を

19 第三十条中「本省」を

20 第三十一条中「本省」を

21 第三十二条中「本省」を

22 第三十三条中「本省」を

23 第三十四条中「本省」を

24 第三十五条中「本省」を

25 第三十六条中「本省」を

26 第三十七条中「本省」を

27 第三十八条中「本省」を

28 第三十九条中「本省」を

29 第四十条中「本省」を

30 第四十一条中「本省」を

31 第四十二条中「本省」を

32 第四十三条中「本省」を

33 第四十四条中「本省」を

34 第四十五条中「本省」を

35 第四十六条中「本省」を

36 第四十七条中「本省」を

37 第四十八条中「本省」を

38 第四十九条中「本省」を

39 第五十条中「本省」を

40 第五十一条中「本省」を

41 第五十二条中「本省」を

42 第五十三条中「本省」を

43 第五十四条中「本省」を

44 第五十五条中「本省」を

45 第五十六条中「本省」を

46 第五十七条中「本省」を

47 第五十八条中「本省」を

48 第五十九条中「本省」を

49 第六十条中「本省」を

50 第六十一条中「本省」を

51 第六十二条中「本省」を

52 第六十三条中「本省」を

53 第六十四条中「本省」を

54 第六十五条中「本省」を

55 第六十六条中「本省」を

56 第六十七条中「本省」を

57 第六十八条中「本省」を

58 第六十九条中「本省」を

59 第七十条中「本省」を

60 第七十一条中「本省」を

61 第七十二条中「本省」を

62 第七十三条中「本省」を

63 第七十四条中「本省」を

64 第七十五条中「本省」を

65 第七十六条中「本省」を

66 第七十七条中「本省」を

67 第七十八条中「本省」を

68 第七十九条中「本省」を

69 第八十条中「本省」を

70 第八十一条中「本省」を

71 第八十二条中「本省」を

72 第八十三条中「本省」を

73 第八十四条中「本省」を

74 第八十五条中「本省」を

75 第八十六条中「本省」を

76 第八十七条中「本省」を

77 第八十八条中「本省」を

78 第八十九条中「本省」を

79 第九十一条中「本省」を

80 第九十二条中「本省」を

81 第九十三条中「本省」を

82 第九十四条中「本省」を

83 第九十五条中「本省」を

84 第九十六条中「本省」を

85 第九十七条中「本省」を

86 第九十八条中「本省」を

87 第九十九条中「本省」を

88 第一百条中「本省」を

89 第一百零一条中「本省」を

90 第一百零二条中「本省」を

91 第一百零三条中「本省」を

92 第一百零四条中「本省」を

93 第一百零五条中「本省」を

94 第一百零六条中「本省」を

95 第一百零七条中「本省」を

96 第一百零八条中「本省」を

97 第一百零九条中「本省」を

98 第一百一十条中「本省」を

99 第一百一十一条中「本省」を

100 第一百一十二条中「本省」を

101 第一百一十三条中「本省」を

102 第一百一十四条中「本省」を

103 第一百一十五条中「本省」を

104 第一百一十六条中「本省」を

105 第一百一十七条中「本省」を

106 第一百一十八条中「本省」を

107 第一百一十九条中「本省」を

108 第一百二十条中「本省」を

109 第一百二十一条中「本省」を

110 第一百二十二条中「本省」を

111 第一百二十三条中「本省」を

112 第一百二十四条中「本省」を

113 第一百二十五条中「本省」を

114 第一百二十六条中「本省」を

115 第一百二十七条中「本省」を

116 第一百二十八条中「本省」を

117 第一百二十九条中「本省」を

118 第一百三十条中「本省」を

119 第一百三十一条中「本省」を

120 第一百三十二条中「本省」を

121 第一百三十三条中「本省」を

122 第一百三十四条中「本省」を

123 第一百三十五条中「本省」を

124 第一百三十六条中「本省」を

125 第一百三十七条中「本省」を

126 第一百三十八条中「本省」を

127 第一百三十九条中「本省」を

128 第一百四十条中「本省」を

129 第一百四十一条中「本省」を

130 第一百四十二条中「本省」を

131 第一百四十三条中「本省」を

132 第一百四十四条中「本省」を

133 第一百四十五条中「本省」を

134 第一百四十六条中「本省」を

135 第一百四十七条中「本省」を

136 第一百四十八条中「本省」を

137 第一百四十九条中「本省」を

138 第一百五十条中「本省」を

139 第一百五十一条中「本省」を

140 第一百五十二条中「本省」を

141 第一百五十三条中「本省」を

142 第一百五十四条中「本省」を

143 第一百五十五条中「本省」を

144 第一百五十六条中「本省」を

145 第一百五十七条中「本省」を

146 第一百五十八条中「本省」を

147 第一百五十九条中「本省」を

148 第一百六十条中「本省」を

149 第一百六十一条中「本省」を

150 第一百六十二条中「本省」を

151 第一百六十三条中「本省」を

152 第一百六十四条中「本省」を

153 第一百六十五条中「本省」を

154 第一百六十六条中「本省」を

155 第一百六十七条中「本省」を

156 第一百六十八条中「本省」を

157 第一百六十九条中「本省」を

158 第一百七十条中「本省」を

159 第一百七十一条中「本省」を

160 第一百七十二条中「本省」を

161 第一百七十三条中「本省」を

162 第一百七十四条中「本省」を

163 第一百七十五条中「本省」を

164 第一百七十六条中「本省」を

165 第一百七十七条中「本省」を

166 第一百七十八条中「本省」を

167 第一百七十九条中「本省」を

168 第一百八十条中「本省」を

169 第一百八十一条中「本省」を

170 第一百八十二条中「本省」を

171 第一百八十三条中「本省」を

172 第一百八十四条中「本省」を

173 第一百八十五条中「本省」を

174 第一百八十六条中「本省」を

175 第一百八十七条中「本省」を

176 第一百八十八条中「本省」を

177 第一百八十九条中「本省」を

178 第一百九十一条中「本省」を

179 第一百九十二条中「本省」を

180 第一百九十三条中「本省」を

181 第一百九十四条中「本省」を

182 第一百九十五条中「本省」を

183 第一百九十六条中「本省」を

184 第一百九十七条中「本省」を

185 第一百九十八条中「本省」を

186 第一百九十九条中「本省」を

187 第一百二十条中「本省」を

188 第一百二十一条中「本省」を

189 第一百二十二条中「本省」を

190 第一百二十三条中「本省」を

191 第一百二十四条中「本省」を

192 第一百二十四条中「本省」を

193 第一百二十四条中「本省」を

194 第一百二十四条中「本省」を

195 第一百二十四条中「本省」を

196 第一百二十四条中「本省」を

197 第一百二十四条中「本省」を

198 第一百二十四条中「本省」を

199 第一百二十四条中「本省」を

200 第一百二十四条中「本省」を

201 第一百二十四条中「本省」を

202 第一百二十四条中「本省」を

203 第一百二十四条中「本省」を

204 第一百二十四条中「本省」を

205 第一百二十四条中「本省」を

206 第一百二十四条中「本省」を

207 第一百二十四条中「本省」を

208 第一百二十四条中「本省」を

209 第一百二十四条中「本省」を

210 第一百二十四条中「本省」を

211 第一百二十四条中「本省」を

212 第一百二十四条中「本省」を

213 第一百二十四条中「本省」を

214 第一百二十四条中「本省」を

215 第一百二十四条中「本省」を

216 第一百二十四条中「本省」を

217 第一百二十四条中「本省」を

218 第一百二十四条中「本省」を

219 第一百二十四条中「本省」を

220 第一百二十四条中「本省」を

221 第一百二十四条中「本省」を

受けた者又は国土開発総貫自動車道に接続する一般自動車道について当該事業の免許を受けた者に対し、当該路線の建設に必要な資金の融通をあつせんすることができること。

(損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置)

第九条

国土開発総貫自動車道又は

第四条の規定による一般自動車道の建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、

その受ける補償と相まつて行うことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置について、そ

の実施に努めなければならない。

(基盤調査)

第十一条

政府は、すみやかに建設線

の基本計画の立案のため必要な基

礎調査を行わなければならない。

(審議会の設置)

第十二条

総理府は、次に掲げる事

項をつかさどる。

一 建設線の基本計画に関する審議すること。

二 建設線の建設に要する資金の調達及びその融通のあつせんに閑し調査審議すること。

三 国土開発総貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設に関し調査審議すること。

四

国土開発総貫自動車道の沿線

における新都市又は新農村の整備又は建設に関し調査審議すること。

第五 その他第一条の目的を達成するため必要な事項に関する調査審議すること。

(組織)

第十三条 審議会は、会長及び委員二十八人以内をもつて組織する。

二 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

三 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 大蔵大臣

農林大臣

建設大臣

通商産業大臣

運輸大臣

二 民政大臣

農林大臣

建設大臣

三 通商産業大臣

運輸大臣

四 自治厅長官

五 総務省長官

六 経済企画庁長官

七 来院議員のうちから衆議院

八 参議院議員のうちから参議院

九 の指名した者

十 の指名した者

十一 学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する者八人

（所掌事務）

以内

別表

路線名	起点	終点	主たる経過地
中央自動車道	東京都	吹田市	神奈川県津久井郡相模湖町附近
			富士吉田市附近 静岡県安倍郡井川村附近 飯田市附近 中津川市附近 大垣市附近
東北自動車道	青森市	浦和市附近 鎌倉市附近 宇都宮市附近 福島市附近 仙台市附近 盛岡市附近 秋田県鹿角郡十和田町附近	大津市附近 京都市附近
北海道自動車道	函館市	札幌市附近	札幌市附近
中国自動車道	吹田市	兵庫県加東郡蒲野町附近 津山市附近	高知市附近
四国自動車道	徳島市	下関市	市附近 三次市附近 山口市附近
九州自動車道	鹿児島市	松山市	福岡市附近 島原市附近
	近		市附近 熊本市附近 小林市附近

(資料の提出)

第十五条 国の関係行政機関の長は、審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他の法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のよう

に改正する。

（2）

國土開発総貫自動車道建設審議会	國土開発総貫自動車道建設法（昭和三十一年法律第二百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。
-----------------	--

〔赤木正雄君登壇、拍手〕

○赤木正雄君 ただいま議題となりました首都圈整備法案並びに国土開発総貫自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、首都圈整備法案について申し上げます。

東京都の首都としての整備については、昭和二十五年、第七国会において首都建設法が制定され、都の区域内に施行される重要な施設の基本計画の作成並びにその実施の推進がはかられてきましたのであります。単に東京都の区域に本法案が提出されたものであります。すなわち本案は、東京都の区域及びその周辺の地域を一体とした広域について、総合的な計画を策定し、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設並びに秩序ある発展をはかるうとするのがこの趣旨であります。

その内容のおもなる点は、第一に、首都圈整備計画は、新たに設置される首都圈整備委員会が関係行政機関の意見を聞いて作成することになつてお

ります。第二に、整備計画の作成と実施に関する事務の調整等を所掌する首

都圈整備委員会は、国務大臣たる委員長と、国会の同意を得て内閣総理大臣

が任命する四人の委員をもつて構成され、総理府の外局として設置されることがあります。また、委員会の諮詢機関として、両院議員、関係行政機關の職員、関係都県の知事及び議長及び学識経験者等、四十五人を中心とする組織が設置されることになります。第三に、整備計画に基く事業は、各審査官、地方公共団体または関係事業者が実施することになります。が、委員会は必要に応じまして、実施に關し勧告ができることがあります。なお、委員会は首都の過度の膨張を止め、区域または工業等制限区域を指定することができるほか、地方公共団体が事業計画に基く公営企業の建設改良等を行う場合の地方債の許可について、必要な措置を講ずることができることになつております。

して進めて行きたい」との答弁であります。第二は、「首都閣整備委員会の委員あるいは審議会の委員の選考方針」についてであります。この点については、「都市計画、土木建築、交通、地方行政関係等、一流の専門家を不偏不党の立場から選考するつもりである」とのことでありました。第三は、「首都建設委員会の廃止には住民

かくて討論を終り、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

本法案は、去る第二十二回国会において本委員会に付託され、今日まで審議を続々して参つたのであります。その間、参考人を招致し、あるいは運輸委員会との連合審査を行う等、その取り扱いに慎重を期したのであります。審議の過程において問題となりましたおもなる点は、第一は、資金に関する問題であり、第二は、幹線自動車道の予

三、政府は、国土開発総貫自動車道建設審議会の設置に当たり、すみやかに各行政機関の意見の調整をはかり、かつ早期達成をはかるよう事務局の構成につき措置するこ^{と。}
であります。

して進めて行きたい」との答弁がありました。第二は、「首都圈整備委員会の委員あるいは審議会の委員の選考を通じて、地方行政関係等、一流の専門家を不偏不党の立場から選考するつもりである」とのことでありました。第三は、「首都建設委員会の廃止には住民投票を必要としないか」との点であります。が、これについて、「同法の趣旨はそのまま拡充強化されて本案に盛り込まれており、本質はそこなわれていないので、投票の必要はない」と考へるとのことでありました。その他、首都人口抑制の具体的方策、整備計画における交通施設との調整、実施予算の上方法、委員会の勧告措置、開発地域における農地の取扱い、既成市街地の高度利用化等に関する質疑が行われました。

かくて討論を終り、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

本法案は、去る第二十二回国会において本委員会に付託され、今日まで審議を続々して参つたのであります。その間、参考人を招致し、あるいは運輸委員会との連合審査を行う等、その取り扱いに慎重を期したのであります。審議の過程において問題となりましたおもなる点は、第一は、資金に関する問題であり、第二は、幹線自動車道の予

三、政府は、国土開発総貫自動車道建設審議会の設置に当たり、すみやかに各行政機関の意見の調整をはかり、かつ早期達成をはかるよう事務局の構成につき措置するこ^{と。}
であります。

かくて討論を終り、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

統いで、討論中にありました付帯決議について採決の結果、全会一致をもつて、本法案の付帯決議とすべきものと決定いたしました。

次に、国土開発縦貫自動車道建設法案について申し上げます。

本法案は、国土の開発をはかり、産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設することを目的とするものであります。その内容とするところは、第一に、本法の自動車道及び一般自動車道を道路運送法によるものと規定したこと等であります。第二に、国土開発縦貫自動車道の予定路線を明示したこと等であります。第三は、予定路線のうち、建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画の決定は、内閣総理大臣が行うことにして、これが調査、審議及び建設に要する資金の調達、融通、あっせん等に関する調査、審議をする機関として、総理府に国土開発縦貫自動車道建設審議会を設置することにした 것입니다。第四に、政府は、建設線の基本計画の立案に必要な基礎調査を行わねばならぬことにし、また、建設資金については継続費支出を認めるようにしたこと等であります。

本法案は、去る第二十二回国会において本委員会に付託され、今日まで審議を続々して参つたのであります。その間、参考人を招致し、あるいは運輸委員会との連合審査を行う等、その取り扱いに慎重を期したのであります。審議の過程において問題となりましたおもなる点は、第一は、資金に関する問題であり、第二は、幹線自動車道の予

三、政府は、国土開発総貫自動車道建設審議会の設置に当たり、すみやかに各行政機関の意見の調整をはかり、かつ早期達成をはかるよう事務局の構成につき措置するこ^{と。}
であります。

本法案は、去る第二十二回国会において本委員会に付託され、今まで審議を継続して参ったのであります。審議の過程において問題となりましたおもなる点は、第一は、資金に関する問題であり、第二は、幹線自動車道の予定経過地点を法律で明記することの妥当性についてであります。第三は、道路輸送と鉄道輸送との関係についてであります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小澤委員より修正案が提出されました。その要旨は、「本法案の「自動車道」の定義を、ひろく「自動車のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道」と改めること、第二は、予定路線の最終決定は別に法律で定めることにし、政府はその立案に当つて、原案の予定路線を基準として作成するよう」に規定したことであります。また、緑風会を代表して村上委員からは、次の付帯決議案が提出されました。すなわち

一、路線の決定に当たり、本法の目的達成を阻害するおそれあるときには、第三条別記記載の経過地点について弾力性を持たせ得ること。

三、政府は、国土開発総貫自動車道建設審議会の設置に当たり、すみやかに各行政機関の意見の調整をはかり、かつ早期達成をはかるよう事務局の構成につき措置するこ^{と。}
であります。

三、政府は、国土開発総貫自動車道建設審議会の設置に当り、すみやかに各行政機関の意見の調整をはかり、かつ早期達成をはかるよう事務局の構成につき措置するごと。

であります。

次いで、自民党の石井委員からは、「本案第九条の損失補償等の措置について特に公正を期せられたい」との希望が述べられました。さらに、社会党の田中委員からは、「本法の目的達成に対して政府の努力を強く要望する」との意見が述べられました。

討論を終了し、小澤委員提出の修正案及び修正部分を除く原案について採決の結果、それぞれ全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

統いて、村上委員提案の付帯決議案について採決の結果、全会一致、本法案の付帯決議とすべきことを決定いたしました。(拍手)

○議長(松野謙平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、首都圈整備法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

道の開設又は改良の事業を施行すること。
二、前号の事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

て公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は森林開発公団の役員若しくは職員として在職し」と、法律第五百五十五号附則第四十一条第一項中「引き続いて地方事務官若しくは地方技官又は森林開発公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

3 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

4 公團の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公團の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公團の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公團の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公團の役員又は職員としての在職年月数に通算する。

5 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第

第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。
第四十五条 公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、國庫又は地方公共団体に納付するものとする。

第四十八条 次の場合においては、
その違反行為をした公団の役員又
は職員を三万円以下の過料に処す
る。

一 この法律により認可又は承認
を受けなければならない場合に
おいて、その認可又は承認を受
けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に違反し
て登記を怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外
の業務を行つたとき。

四 第三十七条の規定に違反して
業務上の余裕金を運用したと
き。

五 第四十一条第二項の規定によ
る命令に違反したとき。

第六十九条 第五条の規定に違反し
た者は、一万円以下の過料に処
する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公
布の日から起算して九十日をこえ
ない範囲内で政令で定める。
(公団の設立)

第二条 農林大臣は、第九条第一項
の例により、公団の理事長又は監
事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理
事長となるべき者は、第九条第二
項の例により公団の理事となるべ
き者を指名する。

3 前二項の規定により指名され
た者は、公団の成立の時において、
この法律の規定により、それぞれ
理事長、理事又は監事となるべき
理事長、理事又は監事に任命され
たものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員会を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引き継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七条 公団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算、業務計画及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(債務負担)

第九条 政府は、昭和三十一年度において、公団に対し、公団が同年度に実施する事業に係る第三十六条の規定による補助金を昭和三十二年度以降四年度以内に交付すべき債務を負担することができる。

2 前項の規定により債務を負担することができる額の限度は、四億九千四百万円とする。

(登録税法の改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第十九条第一号ノ八の次に次の
一号を加える。

一ノ九 森林開発公団自^レノ為
ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第六号ノ五ノ五の次に次
の一号を加える。

六ノ五ノ六 森林開発公団ノ發
スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十三条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条第一項第四号の六の次に
次の二号を加える。

四の七 森林開発公団

(法人税法の改正)

第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の二部を次のよ
うに改正する。

第四条第二号中「農地開発機械
公団」の下に「森林開発公団」を
加える。

(行政管理庁設置法の改正)

第十五条 行政管理庁設置法(昭和
二十三年法律第七十七号)の一部
を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び日本道
路公團」を「日本道路公團及び森

全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野龍平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしめます。

○議長(松野龍平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしめます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野龍平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野龍平君) 総員起立と認めます。

○議長(松野龍平君) 日程第八、道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

○議長(松野龍平君) 審査報告書

道 路 運 送 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律
案
審 査 報 告 書
輸 載 委 員 長 左 藤 義 譲 君

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十九日

運輸委員長 左藤 義謙

参議院議長松野龍平殿

多數意見者署名

木島 虎藏 三浦 義男

川村 松助 高良 とみ

三木與吉郎 岡田 優次

大倉 精一 早川 慎一

内村 清次 仁田 竹一

第三十条に一項を加える規定の次に次の改正規定を加える。

第四十三条の二第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に、

「又は同項」を及び前項に改め、同項を第三項とし、第一項を次のよう

に改める。

前条の規定により輸送施設の使

用の停止又は事業の停止を命ぜら

れた者は、遅滞なく、当該事業用

自動車の道路運送車両法による自

動車検査証を陸運局長に返納しな

ければならない。

2 運輸大臣は、前条の規定により

輸送施設の使用の停止又は事業の

停止を命じたときは、当該事業用

自動車の道路運送車両法による自

動車検査証を陸運局長に返納しな

ければならない。

した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

自動車を使用に供したとき。

二 氏名又は名称及び住所

二 自動車の種別、車名、年式及

び最大積載量

三 自動車の車庫又は常置場所の位置

四 その他運輸省令で定める事項

第五十九条の二 運輸大臣は、前条

第二項の規定により申請があつた場合においては、当該申請の日が

当該申請に係る自家用貨物自動車の使用につき第百二条第二項の規

定による認証の取消を受けた日か

ら六箇月を経過していないときの

外は、前条第一項の認証をしなけ

ればならない。

2 運輸大臣は、前条第一項の認証をしたときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

二 第九十九条第一項の規定によ

る認証を受けないで自家用貨物自動車を使用に供したとき。

二 第百二条第三項中「第一項」の下に

「及び第二項」を加え、「禁止した場

合について準用する」を「制限し、若しくは禁止し、又は自家用貨物自

動車につきしてある第五十九条第一項の認証を取り取消した場合につい

て準用する。この場合において、認

証の取消については、第四十三条の

二第三項中「前条に規定する輸送施

設の使用の停止又は事業の停止の期

間が満了したとき」とあるのは第九

十九条第一項の認証を取り消した日

から六箇月を経過したとき」と読み

替えるものとする。」に改め、同項を

二項とし、第二項中「前項」を「前

二項」に改め、同項を第三項とし、

第一項の次に次の二項を加える。

2 運輸大臣は、自家用貨物自動車

を使用する者が前項第一号及び第

三号から第五号までの間に該當す

るとき並びにその者が第九十九条

第二項の規定による申請書に虚偽

の記載をしたと認めるときは、當

該自家用貨物自動車につきしてあ

る同条第一項の認証を取り消すこ

とができる。

2 運輸大臣は、自家用貨物自動車

を使用する者が前項第一号及び第

三号から第五号までの間に該當す

るとき並びにその者が第九十九条

第二項の規定による申請書に虚偽

の記載をしたと認めるときは、當

該自家用貨物自動車につきしてあ

る同条第一項の認証を取り消すこ

とができる。

1 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

附則第二項の次に次の二項を加え

る。

3 この法律の施行の際、現に改正前の道路運送法第九十九条第一項の規定により自家用貨物自動車につきしてある届出、この法律施行の日に改正後の道路運送法第九十九条第一項の規定により受けた認証とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用及び処分につい

ては、この法律施行後も、なお従

十九条第一項の規定により受けた認証とみなす。

1、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車運送事業に

よる事故を防止し、輸送の安全を

確保するとともに道路運送に関する

輸送秩序を混乱とすると

ものであるが、委員会においては、最

本改正法律案をもつてしては、最

も輸送の秩序を混乱とし入れて

いる自家用貨物自動車による営業

類似行為の取締りに不充分で

あると認められるので、(一)現行

法では自家用貨物自動車は届出だ

けで使用できるが、自家用貨物自

動車を使用しようとする者は自家

用貨物自動車である旨の運輸大臣

の認証を受けなければならないこ

と、(二)自家用貨物自動車の認証

官 報 (号 外)

旨の答弁があり、また、「免許に当つては、十分、労働条件、労務管理の点についても考慮し、既存の業者に対しては行政指導により交通の安全確保に努力する」とのことでありました。旅客自動車、運送事業用自動車の運転者の制限につきましては、「事故防止の見地から、雇い主を処罰の対象とした」とのことであり、また特定自動車運送事業の免許基準に事業適格遂行能力を加えましたこと、「特定自動車運送事業のその後の発達状況から見て、安全輸送を確保するためである」との答弁がありました。有償を削った事由についての政府答弁は「無償に名をかりる無免許営業の取締り」ということであります。が、これにより自家用貨物自動車の営業類似行為の取締り効果をも期待しておる」とのことでありました。

ことは困難な現状にある。今回の政府の提出の改正法律案の中にも、その思想の一端はうかがえるが、それは有償を無償に名をかりて行う営業類似行為の取締りであり、現在横行している自家用貨物自動車による営業類似行為の取締りには不十分であるので、修正案を提出した次第である」との趣旨の説明がありました。

修正案の要旨は、自家用貨物自動車運送の現状にかんがみ、その実情を把握して輸送秩序の確立をはかるとともに、正常なる自家用貨物自動車の使用者に対する不測の迷惑のないよう十分配慮を加えておる。その現行法と異なる点は、現在は自家用貨物自動車は届出だけで使用できることとなつておるが、今回自家用貨物自動車を使用しようとする者は、自家用貨物自動車である旨の運輸大臣の認証を受けなければならぬということにいたしました。また認証の申請書に虚偽の記載事項があつたとき及び自家用貨物自動車の使用の適正を欠いた場合、認証を取り消すことができるごととし、その場合は、当該自動車の検査証を返納させり義務を課したこと等、所要の修正を加えたこと等であります。

この修正案に対して、木島委員より、自動車検査証の取り上げ期間及び自家用自動車の共用の可否等、修正案の補足説明を求められましたのに対

し、提案者の早川委員より、その期間は最大限六ヶ月である旨、また自家用貨物自動車の共同使用については、政府委員より、「認証のほかに、成規により共同使用の許可を必要とする」の答弁がありました。次に内村委員及び左藤委員より、「認証の手続が長引くことをおもんぱかつての質疑があつたのに對し、提案者より、「この認証は届出に近いものであるから、形式的要件を備えれば認証しなければならないものであるので、その手続に要する期間も、従来の届出制による場合とほぼ同様である見込みである」との説明があり、政府委員よりも、「同様に解いている」とのことがありました。

秩序の回復を期待するものである。しかしながら、その運用に際しては、事実上防止のための行政指導を重視し、罰則適用については、真に悪質なるものを対象とし、いやしくも業者保護を重視するがとき印象を与えるとのないよう厳に成むべきである。さらに、政府はこの際、道路運送の輸送秩序確立のため、総合的に抜本的に政策を立てるとともに、中小企業の振興に対する積極的な施策を講すべきである」との旨の発言がありました。

これにて討論を終り、採決に入りました。修正案を議題に賛否を求めましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定し、統いて修正部分を除く原案全部につき賛否を求めましたところ、これまで全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君)　日程第九、会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)
　日程第十、昭和三十年度一般会計予備費使用総調書(その1)
　日程第十一、昭和三十年度特別会計予備費使用総調書(その1)(いずれも衆議院送付)
　以上、三案を一括議題とすることに御異議ございませんか。
○議長(松野鶴平君)　御異議ないと認めます。
　まず、委員長の報告を求めます。決算委員長田中一君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
　会計検査院法の一部を改正する法律案
　右
　国会に提出する。
　昭和三十一年三月六日
　内閣總理大臣　鳩山　一郎
　会計検査院法の一部を改正する法律案
　会計検査院法の一部を改正する法律案
　第十二条第六号中「予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)、昭和三十年度特別会計予備費使用総調書(その2)を提出する。両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二より第十九までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

ます、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 大だいま上程されまして、大蔵委員会付託の請願につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

紹介議員から趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしまして、その上質疑応答を重ね、審議をいたしましたのであります。その結果は次の通りであります。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総額書(その一)

卷之三

○議長(松野謙平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

一、日程第九　会計検査院法の一部 を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その一)を議題とします。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その二)、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その一)を、以上、両件全部を問題に供します。両件は、委員長報告の通り承諾する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用總調書(その一)、昭和三十一年度特別会計予備費使用總調書(その二)を提出する。両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)を朗読します。

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)を調書(その1)と題して、両件全部を問題に供します。兩件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)を調書(その1)とし、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)を調書(その2)とします。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用總調書(その1)、昭和三十一年度特別会計予備費使用總調書(その2)を講じて、両件全部を問題に供します。兩件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)を讀書(その1)。

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

第十九までに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)を讀書(その1)

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めてます。大蔵委員会理事藤野繁雄君。

○議長（松野鶴平君） 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用總調書（その調書（その一））

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事 藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用總調書(その一) 調書(その一)

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二より第十九までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○藤野繁雄君登壇、拍手

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その二) 調書(その一)

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま上程されまして、本委員会付託の請願につきまして、その結果を御報告申し上げます。

紹介議員から趣旨の説明、各委員の

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総額調書(その一)
昭和三十一年度特別会計予備費使用総額調書(その二)
以上、両件全部を問題に供します。
両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)を讀書(その1)。

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二より第十九までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま上程されまして、大蔵委員会付託の請願につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

紹介議員から趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしまして、その上質疑応答を重ね、審議をいたしましたのであります。そ

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十一年度一般会計予備費使用總調書(その一)を讀書(その一)

昭和三十一年度特別会計予備費使用總調書(その二)を讀書(その二)

以上、両件全部を問題に供します。

両件は、委員長報告の通り承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承諾することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二より第十九までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま上程されました大蔵委員会付託の請願につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

紹介議員から趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしまして、その上質疑応答を重ね、審議をいたしましたのであります。その結果は次の通りであります。

日程十二は、政府引き受けの地方債の金利を引き下げられたいとの趣旨であります。日程十三は、連合国最高司令官の指令により支払いを停止された元海軍文官の退職賞与の支払いを促進せられたいとの趣旨であります。日程十四は、積雪地域においては工事可能の期間が短かいから、補助金の早期交付、繰り越し制度の円滑なる運用等により、事業の遂行を推進せられたいとの趣旨であります。日程十五は、三級清酒の設定は、酒類業界を混乱に陥れ、酒税收入はかえって減少するから、三級清酒の設定に反対であるとの趣旨であります。日程十六は、東北地方のたばこ栽培振興のため、仙台市付近に国立たばこ試験場を設置せられたいとの趣旨であります。日程十七は、山林所得税等の軽減をはかるとともに、林業資金を増額するよう考慮せられたいとの趣旨であります。日程十八は、岡山県津山市に国民金融公庫支所を設置せられたいとの趣旨であります。日程十九は、葉たばこ耕作関係者の便宜をはかるため、山形県新庄出張所を総合出張所に昇格せしめられたいとの趣旨であります。

○議長 松野謙平君 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付するに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

○本日の会議に付した案件

一、日本電信電話公社経営委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、日程第一 国の債権の管理等に関する法律案

一、日程第三 機械工業振興臨時措置法案

一、日程第四 家事審判法の一部を改正する法律案

一、日程第五 首都圈整備法案

一、日程第六 國土開発総貿易自動車道建設法案

一、日程第七 森林開發公團法案

一、日程第八 道路運送法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。	
議員	議長
河井 猛八君	松野 鶴平君
梶原 茂嘉君	加賀山之雄君
井野 積哉君	奥 むめお君
赤木 正雄君	山川 良二君
森 八三一君	森田 義衛君
宮城タマヨ君	三浦 辰雄君
前田 久吉君	村上 義一君
早川 慎一君	野田 後作君
豊田 雅幸君	土田国太郎君
田村 文吉君	竹下 豊次君
杉山 崑作君	島村 軍次君
佐藤 尚武君	河野 謙三君
高良 とみ君	小林 武治君
小林 政夫君	後藤 文夫君
北勝太郎君	白波瀬米吉君
松原 一彦君	井上 清一君
伊能 芳雄君	佐藤清一郎君
仁田 竹一君	小澤久太郎君
青柳 秀夫君	酒井 利雄君
閑根 久藏君	有馬 英二君
吉田 萬次君	淹井治三郎君

白川	一雄君	木村	守江君
菊田	七平君	岡田	信次君
田中	啓一君	柳原	亨君
高橋進太郎君		上原	正吉君
大矢半次郎君		藤野	繁雄君
太島	虎藏君	西川甚五郎君	
宮田	重文君	谷口弥三郎君	
三浦	義男君	左藤	義詮君
館	哲二君	石原幹市郎君	
寺尾	豊君	中山	壽彦君
青木	一男君	野村吉三郎君	
泉山		津島	壽一君
苦米地義三君		大野木秀次郎君	
佐野	廣君	宮澤	喜一君
石井	桂君	雨森	常夫君
西川弥平治君		白井	勇君
横山	フク君	高橋	衛君
深川タマエ君		長島	銀藏君
宮本	邦彥君	最上	英子君
寺本	廣作君	小瀧	彬君
青山	正一君	石川	菜一君
石村	幸作君	劍木	亨弘君
高野	一夫君	横川	信夫君
松岡	平市君	野本	品吉君
川村	松助君	堀	末治君
西郷吉之助君		杉原	荒太君
中川	以良君	吉野	信次君
笠森	順造君	黒川	武雄君
小林	英三君	一松	定吉君
山本	經勝君	高田なほ子君	
久保	等君	安部キミ子君	
海野		清澤	俊英君
三朗君		河合	義一君

昭和三十一年四月二十日 參議院會議錄第三十八號

三木與吉郎君	田中	一君	農林政務次官	大石	武一君
上條 愛一君	井村	德二君	通商產業政務次官	川野	芳滿君
岡崎 真二君	重政	庸德君	運輸大臣官房長	朝田	靜夫君
三橋八次郎君	小笠原	三三男君			
入交 太藏君	小柳	牧衡君			
川口爲之助君	竹中	勝男君			
内村 清次君	木内	四郎君			
深水 六郎君	古池	信三君			
井上 義信君	藤原	道子君			
井上 知治君	村尾	重雄君			
佐多 忠隆君	市川	房枝君			
八木 幸吉君	鈴木	一君			
長谷部ひろ君	千田	孝平君			
亀田 得治君	小松	正雄君			
矢嶋 寿治君	吉田	法晴君			
大和 与一君	加瀬	完君			
藤田 蓬君	湯山	勇君			
千葉 信君	近藤	信一君			
田畑 金光君	大倉	精一君			
秋山 長造君	天田	勝正君			
羽生 三七君	棚橋	小虎君			
園田 宗司君	松澤	兼人君			
三木 治朗君	森下	政一君			
國務大臣	戸叶	武君			
政府委員					
内閣官房副長官	吉野				
法務政務次官	馬場				
大蔵政務次官	松本				
山手 裕男君	一彦君				
運輸大臣	元治君				
建設大臣					

明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価一部十五円

郵送料共〇

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段第三一五九百四